

# ショッピング安心保険のあらまし

被保険者	補償の対象となる商品が正当な権利をもって所有されている方。但し、保険金の請求はその商品を購入したカード会員に限ります。				
補償期間	カード会員が商品がカードで購入された日から90日間。				
補償対象	カード会員が日本国内でカードを利用して購入された商品。				
補償の対象となる事故	日本国内で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。				
補償限度額およびご注意事項	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1事故上限額</td> </tr> <tr> <td>補償限度額</td> <td>100万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己負担金額はありません。ただし、1万円未満の損害額（修理の場合も含む）は対象外となります。</li> <li>● 保険の対象の商品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。</li> <li>● 代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。</li> </ul>		1事故上限額	補償限度額	100万円
	1事故上限額				
補償限度額	100万円				
補償の対象とならない主な場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 海外で発生した事故による損害</li> <li>② 事故発生後45日以内にご連絡をいただけなかった場合</li> <li>③ 紛失・置き忘れによる損害</li> <li>④ 商品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害</li> <li>⑤ 電気的な事故や機械的な事故による損害</li> <li>⑥ 使用人の不正、または詐欺・横領による損害</li> <li>⑦ カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害</li> <li>⑧ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>⑨ 戦争・侵略行為、反乱・暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害</li> <li>⑩ 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害</li> <li>⑪ 商品の誤った使用によって生じた損害</li> <li>⑫ 商品の物的損害に起因する一切の間接損害</li> <li>⑬ 汚損、かき損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害</li> </ol>				
補償の対象とならない商品	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 商品券、航空券など</li> <li>② 宅配便など（通販などの輸送中の商品）</li> <li>③ 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの</li> <li>④ 預金証書または貯金通帳（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）</li> <li>⑤ 食料品・飲料（酒類を含みます。）</li> <li>⑥ 船舶（ヨット・モーターボート及びボートを含みます。）、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハンググライダー、ラジオコントロール模型及びこれらの付属品</li> <li>⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの</li> <li>⑧ 動物あるいは植物（剥製・ドライフラワーを含みます。）</li> <li>⑨ 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの</li> <li>⑩ 携帯電話・ポケットベルなどの携帯式通信機器</li> <li>⑪ 職業上の商品として購入したもの</li> </ol>				
保険金支払の時期	保険金の支払は当該商品のカード利用代金決済後となります。				
代位	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの商品による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた商品、及び会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。</li> <li>② 会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全及び行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。</li> </ol>				
損害保険防止の義務	会員は事故が生じたときの損害発生の防止及び軽減につとめなければなりません。				
準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、会員が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。				

## 事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡下さい。

ショッピング安心保険ホットライン  
☎0120-130-243 ☎03-5352-0463  
（レイトコールでおかけください。）  
24時間受付／年中無休

### 海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類

#### 海外旅行傷害保険

保険金請求書類	パスポート（コピー）	※保険金請求書類										※後遺障害診断書	その他の書類					
		※現地でしか手記できない書類	※医師の診断書	※治癒の明細書	※死因の明細書	※死後検察官の検定書	※事故証明書	※支出を証明する書類	※示談金額収受書	※損害額収受書	※損害額を証明する書類			※損害品明細書	※損害額を証明する書類	※除籍簿	※委任状、戸籍謄本	
治療費用保険金（傷害・疾病）	○	○	○	○														
携行品損害保険金	○	○																
死亡保険金（傷害）	○	○																
後遺障害保険金																		
救護者費用等保険金	○	○																
賠償責任保険金	対人	○	○	○	○													
	対物	○	○															

#### 国内旅行傷害保険

死亡保険金（傷害）		○																
後遺障害保険金		○																
入院・通院保険金		○	○	○														

(注) 1. ○印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類  
2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

### ショッピング安心保険に関する保険金請求書類

保険金請求のためには下記の書類が必要になります。

(事故発生日から90日以内にご提出ください。)

クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード（コピー）	○	○
保険金請求書	○	○
罹災証明書・事故証明書	○	○
クレジットカード売上票	○	○
修理見積書		
修理代金請求書	○	—
修理代金領収書		
全損証明書	—	○
写真または現物	○	○
他保険の保険金請求書	○	○
委任状	○	○
盗難届（盗難の場合のみ）		○
その他関係書類	○	○

(注) ○印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類

### 海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。

保険の内容については、損害保険ジャパン日本興亜株式会社所定の約款に基づきます。

#### ■引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（引受幹事保険会社）

セゾン自動車火災保険株式会社

共同保険契約に関するご説明  
この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

15C6-3000-1409 (2014.9) 改

mont・bell CLUB MEMBER'S  
ゴールドカード《セゾン》

海外・国内旅行傷害保険  
ショッピング安心保険  
のご案内

(補償規定)

ACCIDENT INSURANCE



クレディセゾン

旅先で“もしも”の時に、  
お客様はもちろんご家族もしっかりサポートします。

## 海外旅行・国内旅行傷害保険

お客様とご家族の、ご旅行中の事故を補償します。

### 海外旅行傷害保険

**〈傷害〉**

交通事故にあった  
スポーツ中にケガをした  
ドアに手をはさまれた  
旅先でケガをし家族が現地向かった

**〈疾病〉**

かぜで高熱を發した  
胃腸になった  
ハンドバッグを盗まれた  
カメラを落として壊した

**〈賠償責任〉**

お店の商品を壊した  
日本語を話せる現地の医師を紹介し  
ケガや病気などの緊急時に救急車を手配し  
キャッシュレス治療サービス

緊急アシスタントサービスは本会員、家族カード会員のみのサービスとなります。

### 国内旅行傷害保険

**〈傷害〉**

このカードで代金を支払い搭乗した航空機の事故で亡くなった  
このカードで宿泊料金を支払う宿中に火災で亡くなった  
このカードで主催旅行の支払いをした旅行中にケガで後遺障害を負った

### 支払限度額と保険責任期間

保険の種類	担保内容	本会員	家族※1	保険責任期間
海外旅行傷害保険	死亡・後遺障害	3,000万円	1,000万円※3	最高90日
	治療費用	100万円	100万円	
	疾病治療費用	100万円	100万円	
	賠償責任(自己負担額1,000円)	2,000万円	2,000万円	
	携行品損害※2	50万円	30万円	
救護者費用	100万円	100万円		
国内旅行傷害保険	傷害死亡・後遺障害	3,000万円	1,000万円※3	最高30日

※1 家族の範囲は、本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、別居の未婚のお子さまです。  
※2 携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。

## 海外旅行傷害保険のあらまし

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
傷 死亡・後遺障害	被保険者(保険の対象となる方)が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡したとき、または後遺障害が生じたとき。	死亡されたとき…死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が生…後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。 (注) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡保険金額をもって限度とします。
害 治療費用	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けたとき。	100万円を限度とし、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。 ①医師による治療費、手術費、入院費 ②緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業者護照付添費 ③義手、義足の修理費(傷害治療費用のみ) ④治療による入院により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤入院のために必要となつた国際通話料、身の回り品購入費用(5万円限度)等(1事故につき20万円限度)
疾病治療費用	①海外旅行中または旅行終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始された場合は、旅行中に原因が発生したものに限り、 ②海外旅行中に感染した特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア-コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、 Deng 熱)のために責任期間終了後(旅行終了後)30日以内に医師の治療を開始された場合。	100万円を限度としてお支払いします。 (注) 賠償額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 1回の事故ごとに損害額のうち1,000円(自己負担額)はご自身で負担していただきます。
賠償責任	被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	2,000万円を限度としてお支払いします。 (注) 賠償額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 1回の事故ごとに損害額のうち1,000円(自己負担額)はご自身で負担していただきます。
携行品損害	被保険者所有の携行品(現金、小切手、クレジットカード、定期券、運転免許証、コンパクトカメラ、各種書類および別送品を除きます。)が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。	1つ(1組または1対)あたり10万円(航空機・乗車券等の損害については5万円)を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、パスポートに損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。 (注) お支払いする保険金の総額は、本会員50万円、家族30万円を保険期間中の限度とします。
救護者費用等	被保険者が責任期間中に ①事故により遭難(行方不明を含みます)されたとき。 ②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。 ③病氣により死亡されたとき。 ④病氣により死亡した日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。	100万円を限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地との航空運賃等交通費(救護者3名まで) ③現地および現地までのホテル客室料(救護者3名かつ1名については14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用(100万円限度) ⑥救護者の渡航費用および現地での諸雑費(20万円限度) (注) 救護者とは捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族をいいます。

(注) 「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間かつ日本を出発した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時まで日本を出発した日から90日後の午後12時までを限度とします。

## 国内旅行傷害保険のあらまし

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害	日本国内において被った公共交通乗用具搭乗車のケガ、宿泊を伴う主催旅行参加中のケガおよび宿泊施設に宿泊中の火災または破毀・爆発によるケガで、事故の日から180日以内に死亡または後遺障害が生じたとき。	死亡されたとき…死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が生…後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。

(注) mont-bell CLUB MEMBER'Sゴールドカード(セゾン)会員が、あらかじめ公共交通乗用具、旅行業法第2条第4項に定める主催旅行もしくは宿泊施設の料金をmont-bell CLUB MEMBER'Sゴールドカード(セゾン)により支払った場合、またはノークーポンシステムを利用して宿泊施設の予約を行った場合に限りです。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 海外および国内での傷害死亡・後遺障害、海外での傷害治療費用
- 故意 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒酔い運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●他覚症状のないむちうち症、腰痛 ●スカイダイビングなどの危険なスポーツ中の事故 ●土木建設工事などの危険な職業に従事中の事故 ●戦争・侵略行為、反乱、暴動 など
- 海外での疾病治療費用、海外での救護者費用
- 故意 ●けんか、自殺、犯罪 ●他覚症状のないむちうち症、腰痛 ●妊娠、出産、流産およびこれらに基づく病氣 ●歯科疾病 ●既往症 など
- ※救護者費用については、自殺、妊娠、出産、流産で被保険者(保険の対象となる方)が死亡したときはお支払いの対象となります。
- 海外での賠償責任
- 職務執行に直接起因する損害事故 ●親族に対する損害事故 ●受託物に対する損害事故 ●自動車などの事故による損害事故 ●心神喪失に起因する事故または故意の事故 など
- 海外での携行品損害
- 携行品の破綻または自然消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●借りたり、預かっている携行品の事故 ●現金、小切手、クレジットカード等の損害 ●パスポートの紛失 など

## 事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれまらした次の事項をお伝えください。  
mont-bell CLUB MEMBER'Sゴールドカード(セゾン)会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。  
■日本国内からのご連絡先  
(国内旅行傷害保険の補償対象事故も下記になります)  
事故受付デスク(24時間受付、年中無休)  
☎0120-130-242 ☎03-5352-0462  
コレクコールでおかけください。

■海外メディカルヘルプラインの連絡先  
ケガ・病気で困りの時、保険契約証等をお手元にご用意の上お電話ください。 日本語対応・24時間

お客様の滞在地	電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ 1800-233-2203 (無料電話) メキシコ 001-855-835-2554 (無料電話) ブラジル 0800-892-1256 (無料電話) 無料電話がご利用にならない場合 や上記以外の国・地域から アメリカ本土内から 0804-673-1144 アメリカ本土外から (1) 804-673-1144	アメリカセンター
中国	中国(香港・マカオを除く) 800-810-9784 (無料電話) 香港 800-968-845 (無料電話) マカオ 080-0382 (無料電話) 無料電話がご利用にならない場合 中国国内から 010-8447-5985 中国国外から (86) 10-8586-6149	中国センター
アジア・オセアニア・グアム・サイパン	台湾 00798-651-7029 (無料電話) 韓国 1800-3041756 (無料電話) シンガポール 001-803-65-7187 (無料電話) インドネシア 1800-80-1013 (無料電話) マレーシア 1800-1-651-0065 (無料電話) フィリピン 6535-5554 無料電話がご利用にならない場合 や上記以外の国・地域から シンガポール内から シンガポール外から (65) 6535-5554 タイ 1800-600-234 (無料電話) ベトナム 12065143 (無料電話) グアム・サイパン 1877-232-0747 (無料電話) オーストラリア 1800-553-152 (無料電話) ニュージーランド 0800-44-9345 (無料電話)	シンガポールセンター タイセンター
欧州・アフリカ・中近東・ロシア	イギリス 0800-312-002 (無料電話) フランス 0800-90-84-60 (無料電話) イタリア 800-791-034 (無料電話) ドイツ 0800-182-3992 (無料電話) 無料電話がご利用にならない場合 や上記以外の国・地域から イギリス国内から イギリス国外から (44) 20-8840-8363	ロンドンセンター
各センターに連絡が取れない場合	海外から 0120-08-1572 (無料電話) 日本国内から 03-3811-8127	東京センター

※ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。  
■海外ホットラインの連絡先  
ケガ・病氣以外の事故でお困りの時、保険契約証等をお手元にご用意の上お電話ください。 日本語対応・24時間

お客様の滞在地	電話番号	オフィス
北米・中南米 ハワイ・グアム サイパン	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ 1800-366-1572 (無料電話) グアム・サイパン 949-437-9632 無料電話がご利用にならない場合 や上記以外の国・地域から アメリカ本土内から アメリカ本土外から (1) 949-437-9632	ロサンゼルス オフィス
中国	中国(香港・マカオを除く) 800-820-8775 (無料電話) *電話機の種類等により利用できない場合があります。 無料電話がご利用にならない場合 中国国内から 021-6841-2029 中国国外から (86) 21-6841-2029	上海オフィス
アジア	香港・マカオ 2868-4392 台湾 00801-855-769 (無料電話) 韓国 00798-8521-6279 (無料電話) シンガポール 6738-3959 タイ 001-800-656-348 (無料電話) *電話機の種類等により利用できない場合があります。 (65) 6738-3959	香港オフィス シンガポール オフィス
オセアニア	オーストラリア 1800-02-1066 (無料電話) 無料電話がご利用にならない場合 や上記以外の国・地域から オーストラリア内から オーストラリア外から (61) 2-8218-5097	ドニーオフィス
欧州・アフリカ 中近東・ロシア	イギリス 0800-028-89-32 (無料電話) フランス 0800-770-241 (無料電話) イタリア 800-781-810 (無料電話) ドイツ 0800-182-1737 (無料電話)	ロンドンオフィス
各オフィスに連絡が取れない場合	海外から 0120-08-1572 (無料電話) 日本国内から 018-888-9547	日本オフィス

※香港・マカオは香港オフィスへご連絡ください。  
●電話ご利用上の注意  
●夜間・週末等は電話転送システムによる他のセンターでの対応になる場合があります。  
●無料電話やコレクコールの場合ご利用にならない場合の電話料金はお客様負担となります。  
●有料電話でおかけの場合は「折り返し電話」するようお願いいたします。  
●携帯電話の電報により、受信の際に利用料が発生する場合は、お客様負担となります。  
●各国での電話事情等により電話がかりにくいこともありますがご了承ください。  
●各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがあります。